

## 政府調達苦情処理推進会議運営要領

平成7年12月14日  
政府調達苦情処理推進会議議長決定  
平成11年1月11日改正  
平成13年1月6日改正  
平成19年1月9日改正  
平成20年1月11日改正  
平成21年10月16日改正  
平成24年4月24日改正  
平成26年4月4日改正  
令和2年12月16日改正  
令和4年1月28日改正  
令和5年4月1日改正

「政府調達苦情処理推進会議の設置について」（平成7年12月1日付け閣議決定）に基づき、政府調達苦情処理推進会議（以下「会議」という。）の運営について、次のとおり定める。

### 1. 会議の会合の招集

会議の会合は、議長が招集する。

### 2. 政府調達苦情検討委員会

政府調達苦情検討委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

### 3. 幹事会

- (1) 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 幹事会の会合は、幹事長が招集する。
- (3) 幹事会は、関係省庁間の連絡調整の円滑化を図る。
- (4) 幹事会は、「政府調達の自主的措置に関する関係省庁等連絡会議」（平成26年3月31日関係省庁等申合せ）との連携を図る。
- (5) 幹事会は、議長の承認を得た場合には、幹事会の決定をもって会議の決定とすることができる。

別紙

内閣府大臣官房会計課長  
内閣官房内閣参事官  
内閣法制局長官総務室会計課長  
警察庁長官官房会計課長  
金融庁総合政策局秘書課長  
消費者庁総務課長  
こども家庭庁長官官房参事官（会計担当）  
デジタル庁会計担当参事官  
復興庁会計担当参事官  
総務省大臣官房会計課長  
法務省大臣官房会計課長  
外務省大臣官房会計課長  
外務省経済局国際貿易課長  
財務省大臣官房会計課長  
文部科学省大臣官房会計課長  
厚生労働省大臣官房会計課長  
農林水産省大臣官房参事官（経理）  
経済産業省大臣官房会計課長  
国土交通省大臣官房会計課長  
環境省大臣官房会計課長  
防衛省大臣官房会計課長